

山梨県立フラワーセンター指定管理者募集に関する質問への回答

No.	質問内容	回 答
1	指定管理委託料の受領がない場合も、様式1「スライド対象経費報告書」の提出は必要か。	指定管理委託料の有無にかかわらず、増減額の算定に必要となるため、様式1「スライド対象経費報告書」をご提出ください。 ※HP掲載の「指定管理者制度におけるスライド制度の手引き」に様式を追加しました。
2	スライド制度の適用により増額となった場合、令和9年度から増額分を受領できるのか。	スライド制度による増額分は、指定管理期間1年目の令和9年度指定管理委託料から反映されます。
3	スライド制度の適用により減額となった場合、減額分を「別途県の指定する方法で納付する」とあるが具体的にどのような対応となるのか。	フラワーセンターは指定管理委託料がない施設のため、県において減額分を算定のうえ納入通知書を発行します。